

令和7年1月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記 

令和5年(ワ)第534号国家賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和6年11月12日

判 決

5 水戸市河和田町4951番地の8

原 告 池 田 剛 士

水戸市河和田1-1819-5

原 告 中 西 京 子

東京都千代田区霞が関1-1-1

10 被 告 国

同代表者法務大臣 鈴木 馨 祐

同指定代理人 望 月 亮 一

同 千 田 幸 司

同 八 十 島 歩

15 同 本 城 大 地

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告らに対し、6500円を支払え。

第2 事案の概要

1 原告らは、令和5年9月28日、被告外7名を相手方として、東京簡易裁判所に民事調停(以下「本件調停」という。)を申し立てた。

25 担当裁判官(以下「本件裁判官」という。)は、令和5年9月29日、原告らと本件調停の相手方らとの間には、民事に関する紛争が存在したことが認めら

れないから、「事件が性質上調停をするのに適当でない」として、調停をしないものとして、事件を終了させた（民事調停法15条、13条前段。以下「本件決定」という。）。

5 本件は、原告らが、被告に対し、(1)主位的請求として、事務管理に基づく費用償還請求として、原告らが要した費用2500万円のうち6500円の支払を、(2)予備的請求として、本件決定が違法であり、これによって財産的損害を被ったとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償請求として、6500円の支払を求めた事案である。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

10 (1) 事務管理に基づく費用償還請求について

(原告らの主張)

原告らは、被告が以下の①及び②の事務をすべき法的義務を負うところ、これをしないため、①被告が自らが最大最強のメディアとして、消費者等を誤認させ不利益を生じさせる誤情報を発信ないし拡散させてきたことに伴う訂正（是正）事務及び②公共放送である日本放送協会を始めとする主要メディアから当該誤情報が発信ないし拡散させられ（メディアの失敗）、「公知の事実」が危殆に瀕したことに伴う訂正（是正）事務を行った。

よって、原告らは、被告に対し、事務管理に基づく費用償還請求として訂正報道に要した費用2500万円のうち6500円の支払を求める。

20 (被告の主張)

原告ら主張の被告の法的義務の存在について否認し、争う。

(2) 国家賠償請求について

(原告らの主張)

25 本件裁判官の本件決定により、国を含めた相手方らも150年間待ち望んでいた訂正報道のチャンスが失われた。本件決定は憲法29条3項に反し、違法である。

本件裁判官は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と、一件記録によれば、原告らと本件調停の相手方らとの間には民事に関する紛争が存在したことが認められないと即断したが、上記行為は職権濫用に該当し違法である。

よって、原告らは被告に対し、国賠法1条1項に基づき、民事調停申し立てに要した印紙代6500円と同額の損害賠償を求める。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 原告らは、①被告が消費者等を誤認させ不利益を生じさせる誤情報を発信ないし拡散させてきたことに伴う訂正(是正)事務、②主要メディアから当該誤情報が発信ないし拡散させられ、公知の事実が危殆に瀕したことに伴う訂正(是正)事務が事務管理に該当すると主張し、「ムチン 訂正」「ムチン お詫び」などのインターネット上のキーワード検索の結果(甲6。枝番を含む。)及び防衛省ホームページ(甲7、8)を提出する。

しかし、「ムチン」に関する記述等の訂正が各種場面や各種団体において実施され、防衛省のホームページの記載が変更されたからといって、それらの事実のみをもって直ちに被告が原告ら主張にかかる情報に関する訂正、変更についての法的義務を負っていたとまでは認められない。

2 原告らは、本件決定において、本件裁判官が原告らと調停の相手方らとの間には民事に関する紛争が存在したことが認められないと即断したことが職権濫用に当たり違法であると主張する。

しかしながら、裁判官の職務行為について国賠法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとするためには、当該裁判官が違法または不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような「特別の事情」があることを必要とする

解されるどころ（最高裁昭和57年3月12日第二小法廷判決・民集36巻3号329頁参照）、本件において上記特別の事情の存在を認めるに足りる証拠はない。

原告らは、原告らの裁判を受ける権利が侵害されたと主張するが、憲法32条に規定する裁判を受ける権利とは、性質上固有の司法作用の対象となるべき純然たる訴訟事件につき裁判所の判断を求めることができる権利というべきであり、本件決定により原告らの裁判を受ける権利が侵害されたとはいえない。

3 以上によれば、被告は、原告らに対し、事務管理に基づく費用償還義務及び国賠法1条1項に基づく損害賠償義務を負わない。

10 第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

水戸地方裁判所民事第1部

15 裁判官

三上乃理子

20

これは正本である。

令和7年1月21日

水戸地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 竹浦春美

